

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「霧島市立福山学校給食センター」を「霧島市立牧之原学校給食センター」に、「霧島市福山町福山5764番地18」を「霧島市福山町福山6125番地169」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立福山学校給食センターを廃止し、新たに牧之原学校給食センターを設置することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。